随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内 容 等	備	考
契約年月日	令和7年8月18日		
契 約 件 名	令和7年度 監査契約 一式		
契約金額	9,845,000円		
契約の相手方	東京都千代田区丸の内3-2-3 有限責任監査法人トーマツ		
問 合 せ 先	財務部経理課経理係 Tol 029-864-5153		
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性 は目的が を許さな(競争
契約の概要	国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人 通則法第39条に基づき行う会計監査人による財務諸表等の 監査契約を締結するものである。		
随意契約の理由	国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条に基づき、会計監査人として文部科学大臣の選任を受けたため、契約の相手方として同監査法人を選定したものである。		